

平成 23 年度決算特別委員会速記録 (第 5 号)

平成 24 年 9 月 27 日 (木) 午後 1 時開会

場 所 第 3・4 委員会室

.....
○委員長(樋渡紀和子君) これより審議に入ります。

前日に引き続き、歳出第 4 款民生費の質疑を行います。

初めに、錦織委員。

○委員(錦織淳二君) 心身障害者福祉手当について質問させていただきます。

心身障害者福祉手当の平成23年度における当初予算額が 3 億 9,346 万 8,000 円で、決算額が 3 億 9,976 万 1,000 円になっております。

私の知人で、慢性腎不全による人工透析療法のため、身体障害者手帳 1 級第 1 種を交付されている方がいます。彼は、現在、渋谷区に住んでいますが、家庭の事情で港区に転入しなければならないため、現在、渋谷区で受給している心身障害者福祉手当、月額 1 万 5,500 円並びに特定疾病患者福祉手当、月額 1 万 5,500 円の月額計 3 万 1,000 円の手続の件で、港区の障害者福祉課に相談したところ、港区では、特定疾病患者福祉手当、月額 1 万 5,500 円の支給がないため、心身障害者福祉手当 1 万 5,500 円の支給のみになる旨を告げられたそうです。

つまり、彼のような立場の方が渋谷区から港区に転入するとなると、月額 3 万 1,000 円、年額 37 万 2,000 円の手当が、月額 1 万 5,500 円、年額 18 万 6,000 円の半分になり、この手当を頼りに生活していた方は、死活問題になってしまいます。同じ 23 区で、どうしてこのような違いがあるのでしょうか。お答えください。

○障害者福祉課長(猪俣聖人君) 心身障害者福祉手当につきましては、渋谷区のように、身体障害者手帳 1 級の方などを対象とした心身障害者福祉手当と、難病患者等を対象とした特殊疾病患者福祉手当に類する手当の両方を、それぞれの条例で定めて併給している区が、ほかに 1 区ございます。港区を含めた他の 21 区については、心身障害者福祉手当と特殊疾病患者福祉手当に類する手当の支給について、それぞれ条例で定めているか、あるいは、心身障害者福祉手当を定めた条例に、特殊疾病患者を対象に含めているかの違いはございますが、いずれにしても併給をしておりません。

それぞれの区が、地域の実情に応じて条例を定めて、手当を支給しておりますので、区によって、手当額等に違いが生じることもあると考えております。

○委員（錦織淳二君） 区によって、手当の内容が相違するので、おのおのの条例が違ってくことはわかりますが、23区は同じ税率で住民税を徴収しながら、福祉手当の支給額が少々ではなく、倍も違ってしまうことに対して、東京都から調査や指導はないのでしょうか。

○障害者福祉課長（猪俣聖人君） 調査という点では、東京都が事務事業の参考として、区の状況について定期的に調査を実施することはございます。

しかし、東京都が、特別区の処理すべき事務について、調査した結果に基づき、特別区の手当額の違う点などまで指導することはございません。

○委員（錦織淳二君） では、心身障害者福祉手当と特定疾病患者福祉手当が、港区と渋谷区では違うように、港区に転入すれば、他区と比較して、マイナスになるような福祉手当が、これ以外にもあるのでしょうか。お答えください。

○障害者福祉課長（猪俣聖人君） 心身障害者福祉手当以外に、障害者に対する手当といたしましては、東京都の制度による重度心身障害者手当や、国の制度による特別障害者手当等がございますが、これらについては国や都の制度のため、23区で同じ状況となっております。

心身障害者福祉手当につきましては、港区を含めたほとんどの区が、支給額を1万5,500円としておりますが、それよりも多い額を支給している区もありますので、そのような区から港区に転入すれば、マイナスになることはございます。

逆に、障害の程度によっては、港区より支給額が少ない区もございますので、この場合は、港区に転入することによって、プラスになることもございます。

これらは実態調査などによって確認していることでございますが、渋谷区における心身障害者福祉手当と特定疾病患者福祉手当の併給の事例のように、確認がなされていない場合もございます。

○委員（錦織淳二君） ほかの福祉手当のことについても全部お聞きしたかったのですけれども、全てにおいて調査されていないようなご様子ですが、これらも重要な仕事ではないでしょうか。

民間では、他社でしていることも、十分に調査した上で、他社との比較だけではなく、お客様のあらゆる質問に回答できるようにしておくことが当たり前のことで、また、自社のマイナスの面を十分にカバーできるようなプラスの面があれば、そのことを強調して、お客様に納得していただくことは当たり前です。

自社に、他社よりマイナスになるような条件しかなかったとしても、お客様に対して、そのことを懇切丁寧に説明をして、ご理解いただいて、逆に、その誠意に対して、ファンになっていたことが、担当者の力量とされています。

今後も、他区との支給条件のすべての比較はされないのでしょうか。

○障害者福祉課長（猪俣聖人君） 事業を遂行する上で、他区の状況を把握し比較することは、重要であると考えております。これまでも、東京都が区に対して調査を実施し、その結果を事務事業の参考として、区に情報提供したり、港区をはじめとして、それぞれの区が独自に他区に調査を行い、その結果について、全ての区に情報提供するなどしております。これにより、区相互に、他区との状況を比較することが可能となっております。

一方で、今回のように、相談に来られた方から、他区との制度の違いを指摘される場合もあり、このような場合は、他区の状況を調査する1つの契機となります。

今後も、区の窓口で相談に来られた方のご指摘のような場合や、また、事業の見直しを行う場合などにおいて、他区に対して調査を実施し、他区の状況を参考にしていまいります。

○委員（錦織淳二君） 彼が私に訴えてきたことは、もう一つありまして、港区に心身障害者福祉手当と特定疾病患者福祉手当の相談をして、港区には特定疾病患者福祉手当の支給がないことを告げられて、彼がその理由を聞いた際に、渋谷区ではどのようになっているのかわからないが、港区では特定疾病患者福祉手当の支給がないので、どうしようもないとだけ一方的に言われて、また、支給額が半分になるのが困るなら、渋谷区から転出しない方がよいようなことも言われております。

彼としては、その時点で、港区と渋谷区の双方の制度の相違点をちゃんと示してほしかったと言っています。ただ、一方的に、渋谷区の制度を知らない、港区ではこのようになっているから仕方ない、渋谷区から転出しない方がよいように言われたとしたら、これでは、住民が納得するわけがなく、逆に、港区に対して不信感を持たれるのではないのでしょうか。

まずは、他区との比較の調査をされて、相談者に納得いただける説明ができるような勉強をされる必要があるのではないのでしょうか。お答えください。

○障害者福祉課長（猪俣聖人君） 国や東京都の制度による各区共通の事業や、港区独自の事業について、事業内容を丁寧に説明し、区民の皆様にご理解いただけるよう、常に心がけております。

一方で、他区のそれぞれの独自の制度や事業につきましては、先ほどご説明したように、全てを把握し切れているとは言いがたい場合もございます。今後も職員が他区の情報の把握に努めるとともに、担当者会やOJTを活用して勉強を重ねるなど、区民の方が納得いただける説明ができるように努めてまいります。

○委員（錦織淳二君） もう一つ、大きな問題があります。区の職員の方が、港区に転入すると給付条件等が悪くなる場合は、転入しない方がよいのではということ、港区に転入を希望されている住民の方に、あからさまに言われたことです。住民票の届けというのは、住民がさまざまな給付条件等のよしあしによって、届け先を選択するものではなくて、住民が住所を構えて、

生活をする場所に出すものではないでしょうか。

今回の心身障害者福祉手当と特定疾病患者福祉手当の件は別としても、港区は他区より条件がよいものも多く、そのためだけで、港区に住民登録をされ、実際には住んでいない方が数パーセントでもいるとすれば、区の人口統計自体がいいかげんなものになってしまいます。

それよりも、たとえ給付条件等で、住民登録地を選ぶ区民がいたとしても、職員の方も同じような認識をされ、転入をされないほうがよいなどと口にされるということは、あってはならないことだと思いますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○障害者福祉課長（猪俣聖人君） 窓口で対応するにあたり、相手の方の心情や実情をしんしゃくして、職員が相談などに応じることもございます。

しかしながら、そういった場合であっても、今回ご指摘いただいた対応はあってはならないことですので、これからも居住実態を踏まえた適切な案内をするよう、職員に徹底してまいります。

○委員（錦織淳二君） 平成24年度予算特別委員会の我が党の総括質疑の中で、私が、区の人口推移の問題を取り上げましたように、総務省統計局から1月30日に公表された新しい人口推計で、厳しい少子高齢化が続く見通しが示され、50年後の人口は、現在の3分の2に落ち込み、高齢者1人を現役世代1.3人で支える肩車型社会になると見込まれています。

港区の人口は、平成9年の15万2,320名から、今日まで下がることなく順調に伸びていますが、急激な少子高齢化問題に加え、首都圏直下型地震が現実的なものになっている現状を考えれば、そのうちに急激な人口減少問題に見舞われる可能性が十分にあります。また、人口が増える中で、4期連続122億円の減収という、これまでにはない現象も起きています。

そこで、区としてやらなければならないことは、まず、区民を増やすことで、逆に減らすようなことは決してしてはならないということではないでしょうか。特に港区の場合は、今のところ、財政が他区よりは豊かなので、恐らく福祉手当の給付も充実しており、給付額は上がることがあっても、下がることはあり得ないと考えて、期待をした上で、相談に見える方が多いと思います。もちろん、福祉手当の問題だけではなく、全ての制度において、同じことが言えると思います。

そのためには、職員の方々が他区の制度も勉強され、転入してくる方々を温かく迎えてあげる姿勢が一番重要なのではないのでしょうか。この点は、いかがお考えでしょうか。

○障害者福祉課長（猪俣聖人君） 港区に転入される方への区役所での最初のご案内は、その方にとって、今後、気持ちよく住み続けていただけるかどうかの重要な判断要素になると考えられます。そのためには、その方の相談内容を十分に聞き取り、理解した上で、提供できるサービス等をわかりやすく、丁寧にご案内していくことを徹底し、職員の資質の向上にさらに努めてまいります。

今後も、区民の方に引き続き港区に住み続けていきたいと思っただけのよう、転入される

際の窓口では、思いやりと温かい心を持って迎えることを、職員に指導してまいります。

○委員（錦織淳二君） ぜひ、常に、ウエルカム・トゥ・港区の気持ちを持って、住民を温かく迎えてあげてください。

以上、終わります。

○委員長（樋渡紀和子君） 錦織委員の発言は終わりました。

.....